

ベビーシッター等利用費用助成制度取扱要項

令和6年3月29日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、本学に勤務する常勤の教員に対する研究と育児の両立支援として、教員が、子を出張に帯同し、用務先において子どもの保育ができない場合にベビーシッター等を利用する際の経費を本学が支払う場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(利用対象者)

第2条 本制度を利用できるのは、本学に勤務する常勤教員（以下「教員」という。）であって、小学校6年生までの児童を養育する者とする。

(助成要件)

第3条 次の各号の要件をいずれも満たし、かつ、ダイバーシティ推進本部長が承認した場合に限り、ベビーシッター等利用費用を本学が支払うことができる。

- 一 研究遂行上、必要な学会参加等であり、岡山大学旅行規程に定める出張であること。
- 二 養育する子（小学校6年生までの児童）を出張に帯同させなければ、前号の学会参加等が困難になり、研究遂行に支障を生じるおそれがあること。
- 三 用務先において、自らが養育する児童の保育を行うことが困難であり、その保育を原則として、公益財団法人全国保育サービス協会が実施するベビーシッター育児支援事業割引券取扱事業者に委託する場合。

(助成範囲)

第4条 本学が支払うことができる費用の範囲は、入会金、年会費、キャンセル料、食事代、おむつ代等を除き、ベビーシッター等を利用した時間に係る利用料金(ベビーシッター等が保育場所に移動する際に必要な交通費を含む)とする。

(財源)

第5条 助成のための財源は、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（女性リーダー育成型）」とする。

(申請手続き)

第6条 本制度の利用を希望する教員は、事前に、ベビーシッター等利用費用助成制度利用申請書（別紙様式）に必要な資料を添えてダイバーシティ推進本部長に申請し、承認を得るものとする。

(事務)

第7条 ベビーシッター等利用費用助成制度に関する事務は、総務・企画部人事課ダイバーシティ推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、本制度の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

ダイバーシティ推進本部長 殿

申請者：所 属
職 名
氏 名

ベビーシッター等利用費用助成制度利用申請書

学会参加等のための出張にあたって、養育する子の保育が困難なため、下記のとおり、ベビーシッター等利用費用助成制度の利用を申請します。

記

1. 利用対象児童名等

氏名	生年月日	申請者との続柄

2. ベビーシッター利用予定について

利用予定日時： 年 月 日 () 時 分から
年 月 日 () 時 分まで
延べ利用予定時間数 時間

利用予定場所：

利用予定事業者名：

学会等開催場所：

※申請者の旅行命令簿の写し及び学会プログラム等を添付すること。

3. 助成申請額（概算額）： _____ 円

以上